

# 船員行政のデジタル化

～海運業界意見～

2023年4月28日  
(一社) 日本船主協会

# ヒアリング概要

## 対象

- 日本船主協会加盟会社のうち、外航日本籍船を所有・運航する中核15社

## ヒアリング内容

- ヒアリングの背景説明および、以下3点について聞き取り調査を実施

Q1.

船員法・船員職業安定法に基づく手続きで困っている・不便に感じていること、および、デジタル化に際しての見直しや改善の提案（回答数：50）

Q2.

船員行政のデジタル化に期待すること（回答数：25）

Q3.

その他、国土交通省のDX取り組みに対する意見（回答数：8）

（意見照会期間：2023年3月28日～4月18日）

# ヒアリング結果サマリー (Q1)

## Q1. 手続きで困っている・不便に感じていること、および改善提案

【デジタル化に際し改善を要望する手続き】

意見  
最多

船員手帳・海技免状・資格・健康証明に係る申請

欠員届および航行  
許可に係る申請

雇入止申請

労使協定書・就業  
規則の届出

### 困っている点と改善要望の例

|  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>開庁時間の制限により、申請とその受理が遅れ、船舶スケジュールに遅延が生じる</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 夜間・休日における対応（オンライン受付と電子承認の発行）</li> </ul>      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国外からの申請ができず日本での代行が必要</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国内外からのオンライン申請と多言語対応</li> </ul>               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>写真票への本人署名や、外国人船員名に仮名を振るなど、日本独自の煩雑な手続がある</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他国における効率的かつ有用な手続きの採用</li> </ul>              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>書類の郵送送受期間が必要で、免状や資格取得時期が見込めない。</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 原本郵送の廃止、また仮免状・仮証書の即応的発行</li> </ul>           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>手入力で作成した書類をPDF化し、メールでの届出を行っており、負担軽減となっていない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 届出のオンライン受付およびデータベース化による共通入力項目の簡素化</li> </ul> |

(各手続きでの意見詳細は別添ご参照)

# ヒアリング結果サマリー (Q2)

## Q2. デジタル化に期待すること \*他船籍国にて対応済みの項目を国旗にて表示

優先度

オンラインプラットフォームでの24時間・365日申請受付  
(地理的・時間的制約撤廃)



請求書やデポジットによる  
手数料支払い  
(収入印紙の廃止)



複数言語対応



情報紐づけによる入力項目の  
簡略化と申請状況の管理  
(データベース活用)



申請書から承認まで  
一貫した電子化、電子署名の  
導入



手書き交付物の廃止、担当者  
による目視確認の削減  
(業務プロセスの見直し)

スマートフォンなど  
各種端末からの申請対応

申請手順ガイダンス、  
エラー表示の搭載  
(AIチャット機能)

- バハマ
- リベリア
- マーシャル諸島
- パナマ
- ケイマン諸島

# ヒアリング結果サマリー (Q3)

## Q3.その他、国土交通省のDX取り組みに関する意見

- 「申請」と「受理・交付」の両方がデジタル化されてはじめて効果がある。エンドとなる交付物にのみデジタル化されるといったことにならず、手続きフローから見直しが必要
- 総務省と国交省の2本立て部分について、シンプル化し担当官庁の負担を軽減する必要あり
- 公用航海日誌等、船上備え置き記録書誌や書類の電子化を希望  
(リベリア、バハマ等、電子ログブックを承認する船籍国が増えている)
- デジタル化適用にあたり、十分余裕を持った周知、経過措置の設定が必要
- 外国人乗組員にも船員法等を理解してもらえる対応が必要 (多言語AIチャット等)
- 洋上投票の電子化を希望 (総務省管轄であることは承知)
- DX化に即応できない会社や個人、またネット環境がない場合の代替手続きの継続が必要
- 船員手帳や海技免状の電子化を希望

## 【ご参照】

### 別添：各社回答一覧（エクセルファイル）

Q1. 船員法・船員職業安定法に基づく手続きで困っている、または不便に感じていること。

および、デジタル化に際しての見直しや改善の提案（手続きの記載内容、添付書類、タイミング、頻度など）

| No | 手続き名称                | 不満な点の詳細  | 改善提案   |
|----|----------------------|--|--|
| 1  | 海技免状申請・更新            | 運輸局でしか申請・更新ができない。  | デジタル化で迅速な手続きを希望  |
| 2  | 外国人船員船員手帳の申請         | 乗船日が迫っている場合、交付された船員手帳を本船まで届けることが困難なことがある。  | 他国のように、PDFで3カ月有効な申請受理証を交付し、それを持って乗船することを許可し、船員手帳のオリジナルは後から本船に届けることを可としてほしい。          |
| 3  | 外国人船員手帳の更新手続         | 日本籍船に外国人船員が多く乗船する中で外国人船員の手帳の有効期間が5年と短い。手帳には危険物や航海当直資格も記載されており、それらの有効期限に伴う手続きも発生する中で手帳の有効期間の延長を検討して欲しい。 | 外国人船員手帳の有効期間を日本人と同様に10年に設定し、運輸局窓口業務及び船社の負担を軽減を求めたい。海外からもWEB上でのオンライン申請を可能にしデジタル管理を行う。 |
| 4  | 外国人船員の危険物等取扱責任者資格申請  | 裏書に張り付けるための申請時に写真票に本人署名が必要。  | 他国のように、裏書交付後に本人が署名する方法にしてほしい。  |
| 5  | 外国人船員の危険物等取扱責任者資格申請  | 船員手帳に資格証明が記載されるため、船員手帳のオリジナルを提出する必要がある。そのため、乗船間際や乗船中の船員の資格取得が困難である。                                    | 裏書のみ交付とし、申請時に船員手帳のコピーのみの提出で可としてほしい。  |
| 6  | 外国人船員の航海当直部員資格申請     | 船員手帳に資格証明が記載されるため、船員手帳のオリジナルを提出する必要がある。そのため、乗船間際や乗船中の船員の資格取得が困難である。                                    | 裏書のみ交付とし、申請時に船員手帳のコピーのみの提出で可としてほしい。  |
| 7  | 外国人船員の免状・資格等にかかる各種申請 | 現在は左記申請にかかる取得・更新の申請手続きを全て紙媒体でおこなっている。1件当たりの申請で約5～15枚に及ぶ。そのため申請準備に多大な時間と労力を要し、また大量の紙の印刷は、SDGsの観点からも疑問。  | WEB上でのオンライン申請などデジタル対応を求める  |
| 8  | 危険物取扱責任者の認定・更新       | 運輸局でしか申請・更新ができない。  | デジタル化で迅速な手続きを希望  |

## 船員行政のDXに関する意見照会 - 回答取り纏め

### Q1. 船員法・船員職業安定法に基づく手続きで困っている、または不便に感じていること。

#### および、デジタル化に際しての見直しや改善の提案（手続きの記載内容、添付書類、タイミング、頻度など）

| No. | 手続き名称                | 困っている、不便に感じている点の詳細   | 改善提案   |
|-----|----------------------|--|--|
| 1   | 外国人船員船員手帳の申請         | 乗船日が迫っている場合、交付された船員手帳を本船まで届けることが困難なことがある。  | 他国のように、PDFで3カ月有効な申請受理証を交付し、それを持って乗船することを許可し、船員手帳のオリジナルは後から本船に届けることを可としてほしい。          |
| 2   | 外国人船員手帳の更新手続         | 日本籍船に外国人船員が多く乗船する中で外国人船員の手帳の有効期間が5年と短い。手帳には危険物や航海当直資格も記載されており、それらの有効期限に伴う手続きも発生する中で手帳の有効期間の延長を検討して欲しい。 | 外国人船員手帳の有効期間を日本人と同様に10年に設定し、運輸局窓口業務及び船社の負担を軽減を求めたい。海外からもWEB上でのオンライン申請を可能にしデジタル管理を行う。 |
| 3   | 外国人船員の危険物等取扱責任者資格申請  | 裏書に張り付けるための申請時に写真票に本人署名が必要。  | 他国のように、裏書交付後に本人が署名する方法にしてほしい。  |
| 4   | 外国人船員の危険物等取扱責任者資格申請  | 船員手帳に資格証明が記載されるため、船員手帳のオリジナルを提出する必要がある。そのため、乗船間際や乗船中の船員の資格取得が困難である。                                    | 裏書のみ交付とし、申請時に船員手帳のコピーのみの提出で可としてほしい。  |
| 5   | 外国人船員の航海当直部員資格申請     | 船員手帳に資格証明が記載されるため、船員手帳のオリジナルを提出する必要がある。そのため、乗船間際や乗船中の船員の資格取得が困難である。                                    | 裏書のみ交付とし、申請時に船員手帳のコピーのみの提出で可としてほしい。  |
| 6   | 外国人船員の航海当直部員資格申請     | ・資料では即日発行と記載されているが、基本的に即日発行されない<br>・まとまった数の申請がある際でも、1つずつに収入印紙を貼る必要がある                                  | ・電子申請できるようにする<br>・収入印紙代をまとめて支払いできるようにする  |
| 7   | 外国人船員の航海当直部員資格申請     | 運輸局でしか申請・更新ができない。  | デジタル化で迅速な手続きを希望  |
| 8   | 外国人船員の免状・資格等にかかる各種申請 | 現在は左記申請にかかる取得・更新の申請手続きを全て紙媒体でおこなっている。1件当たりの申請で約5～15枚に及ぶ。そのため申請準備に多大な時間と労力を要し、また大量の紙の印刷は、SDGsの観点からも疑問。  | WEB上でのオンライン申請などデジタル対応を求める  |
| 9   | 外国人海技免状申請・更新         | 運輸局（本部）のみで申請可能、郵送による書類送受期間・申請状況により取得時期が見込めない。  | 仮免状の発行（Email）などで緊急時の対応   |
| 10  | 外国人海技免状申請・更新         | 免状発行のための健康証明書（3or6か月未満）の提出   | 乗船中船員に関しては、他国での健康証明書（乗船用）を代用   |
| 11  | 外国人海技免状申請・更新         | 収入印紙貼り付けによる申請手数料の支払い   | 申請後、纏めての請求書発行（各申請手数料含め）  |
| 12  | 外国人海技免状申請・更新         | 国内関連会社のみ申請受付   | 外地から直接の申請手続き   |
| 13  | 外国人船員三電通・承認試験        | 健康診断が必要なため乗船中の船員が試験日に間に合って下船しても、申請段階で乗船していると申請ができない。   | 本国の健康診断書も使用可能とするか試験当日までに健康診断を受ければ良しとして欲しい。   |
| 14  | 外国人船員三電通期限切れ者の対応     | 有効期限が切れると再試験となり、再試験は別枠で受講日程が少ない。   | 有効期限切れでも書類の手続きのみで更新を認めて欲しい。  |
| 15  | 外国人船員承認証期限切れ者の対応     | 有効期限が切れると再試験となる。   | 期限切れでも一定の乗船履歴を満たせば更新の手続きを認めて欲しい。   |
| 16  | 外国人船員海技免状申請先         | 受付窓口が関東運輸局・SECOJ・海技大学と複数あり煩雑。  | 受付・発行窓口はひとつにして欲しい。   |
| 17  | 外国人船員 船員手帳           | 外国人に仮名を振ったり、申請書類の内容が煩雑。  | 外国の船員手帳を転記して欲しい。   |
| 18  | 外国人実習生証明書申請          | メール添付での不備確認済でも原本郵送必須。発行まで日数が必要。  | 電子媒体での発行にしてほしい。  |
| 19  | 危険物取扱責任者の認定・更新       | 運輸局でしか申請・更新ができない。  | デジタル化で迅速な手続きを希望  |
| 20  | 衛生管理者資格              | 資料では即日発行と記載されているが、いつも数日かかる   | 電子申請できるようにする   |
| 21  | 海技免状申請・更新            | 運輸局でしか申請・更新ができない。  | デジタル化で迅速な手続きを希望  |
| 22  | 船員手帳、航海当直部員の認定       | ・資料では即日発行と記載されているが、基本的に即日発行されない<br>・まとまった数の申請がある際でも、1つずつに収入印紙を貼る必要がある                                  | ・電子申請できるようにする<br>・収入印紙代をまとめて支払いできるようにする  |
| 23  | 船員手帳、航海当直部員の認定       | 運輸局でしか申請・更新ができない。  | デジタル化で迅速な手続きを希望  |
| 24  | 欠員届及び許可申請            | 届出・申請は日本語のみの対応となっており国際航海に対応していない。  | 旗国証明を求められることもあるため、英文のフォーマットに改定されることを求めたい   |
| 25  | 欠員届及び許可申請            | 現在、休日・夜間における届出・申請、又はその受理の対応はなされない。海外の港では出港に際し旗国の許可を求める港（国）もため休日・夜間等の対応を希望。                             | 休日対応窓口又はオンライン申請などデジタル対応を求める  |
| 26  | 欠員届及び許可申請            | 窓口での発行となる点がどうしても時間を要する   | 電子承認発行及び届出をできるようにする  |
| 27  | 欠員届及び許可申請            | 船員部会資料にて既に認識が明らかとなっている通り、土日祝・夜間の制約があり、PSC等の指摘に対する説明が困難となるケースがしばしばある。                                   | オンラインで常時受理される体制があると有難い。  |

|    |                               |   |   |
|----|-------------------------------|---|---|
| 28 | 雇入止電子申請                       | 現在、手入力で作成した届出書をPDF化しメール送付で届出をおこなっているが、本来の意味での電子化とはなっておらず官民ともに事務負担が大きい。                  | WEB上でのオンライン申請などデジタル対応を求める   |
| 29 | 雇入止電子申請                       | 電子申請を利用しているが、電子と名はつくものの、実際にはメールで電子ファイルのやり取りをしているため、相応の労力を要している                          | 申請のオンライン化   |
| 30 | 雇入止電子申請                       | 船員交代時の全船員（乗船・下船）詳細の入力   | 入力項目の簡素化（給与・健康証明書等の記載を削除）   |
| 31 | 労使協定書の届出                      | 時間外労働・休日時間・補償休日の3種×5部（会社・組合本部・組合支部・運輸本局・運輸支局）が必要で、該当船が多いと紙の印刷量も膨大となるため、書類の電子化を官労使で進めたい。 | 電子認証システムの導入。<br>運輸本局・支局への提出書類の統一化。  |
| 32 | 労使協定書の届出                      | 毎年の更新、組合・運輸局との取り決めに時間を要する   | 協定書の有効期間延長  |
| 33 | 就業規則（船員法第97条）                 | 就業規則（紙）承認では無く、電子承認希望。   | 電子承認希望。   |
| 34 | 就業規則の届出                       | 承認までに時間がかかる。  | デジタル化で迅速な手続きを希望   |
| 35 | 就業規則の届出                       | 書面をメールベースで提出。種類が多岐に渡り、頻度も多い。<br>（特に、配乗ボジションを定めていない会社については、毎回の変更が必要。）。郵送アリ。              | クラウドを活用したアップロードし、確認、再提出の場合はコメントを付記頂く等のクラウドシステムにできないか（その他電子申請システムの導入。電子押印等の活用。）。郵送の廃止。 |
| 36 | 事業状況報告書                       | 紙が郵送で届き、手書きで記載し、窓口を持参するのは時間を要する   | 電子申請できるようにする  |
| 37 | 事業状況報告書                       | 様式(excel様式)へ入力の上、印刷もしくはデータにてメール添付送付しているが、オンラインでの報告としたい。また、記載(調査)項目が多過ぎる。女子船員数の記載は必要か？   | 記載項目の見直し・簡略化、報告のオンライン化  |
| 38 | 災害疾病状況報告書                     | 様式(excel様式)へ入力の上、印刷もしくはデータにてメール添付送付しているが、オンラインでの報告としたい。また、記載(調査)項目が多過ぎる。性別の記載は必要か？      | 記載項目の見直し・簡略化、報告のオンライン化  |
| 39 | 船員労働統計表                       | 様式(excel様式)へ入力の上、印刷もしくはデータにてメール添付送付しているが、オンラインでの報告としたい。また、記入項目が多過ぎる。性別の記載は必要か？          | 記載項目の見直し、報告のオンライン化  |
| 40 | 電子届出登録の申請                     | 登録証の更新の都度、旧登録証と新登録証の切り替えを現在は紙ベースでおこなっているが、登録船の数に比例して有効期間もそれぞれ異なる為、更新時の申請が煩雑になる。         | 船員の雇入止と異なり個人情報に関わる場所が無いので、WEB上でのオンライン申請を可能にし、デジタル交付で完結させる。                            |
| 41 | 日本籍化の国交省ヒアリング                 | ヒアリング書面をメールベースで提出。種類が多岐に渡り、頻度も多い。<br>（特に、配乗ボジションを定めていない会社については、毎回の変更が必要。）               | クラウドを活用したアップロードし、確認、再提出の場合はコメントを付記頂く等のクラウドシステムにできないか（その他電子申請システムの導入。電子押印等の活用。）        |
| 42 | 移動対象船員認定申請(船員/船舶)             | 申請書(紙)での届出、受領印を取得し返却していただく手間。   | 申請のオンライン化   |
| 43 | 医薬品その他の衛生用品の備付け等（船員法施行規則第53条） | 医薬品リストで既に入手不可の医薬品等もあるので「現行版」に更新して欲しい。   | 医薬品リストを現状に沿った更新及び和英併記にして欲しい。  |
| 44 | 医療書の備置き（船員法施行規則第14条）          | 国土交通省監修「日本船舶医療便覧」日本語のみ（書籍）を本船備付しているが外国人クルーには理解出来ず。                                      | 外国人クルーが理解できるように英訳の上、電子書籍化して欲しい。   |
| 45 | 一括届出の変更許可申請                   | 印鑑作業（受理印が必要）アリ。支局一本局一会社間の原本のやり取りがあり、タイムラグがある。   | クラウドを活用したアップロードし、確認、再提出の場合はコメントを付記頂く等のクラウドシステムにできないか（その他電子申請システムの導入。電子押印等の活用。）。       |
| 46 | 航行に関する報告（船員法第9条）（船員法施行規則第14条） | 開庁時に窓口へ公用航海日誌を船から陸揚げし、航行報告（書類）を提出するが商業スケジュール内で地理的・時間的に困難なケースがある。                        | オンラインで常時受理される体制があると難しい。   |
| 47 | 船員の働きかた改革<br>産業医の選任等          | 外国法人が常時雇用する外国船員についての対応。現在の備船スキームや業界実態に即していない。   | 対象を日本人船員に限定する   |
| 48 | 保安従事者証訓練修了証発給簿の報告             | 4半期報告   | 年1回報告に報告回数を減らす  |
| 49 | 乗船履歴証明                        | 外国籍船での乗船履歴証明について、窓口によっては必要書類や手続き方法についての理解が少なく時間がかかる                                     |   |
| 50 | 適用多数                          | 船員部会資料にて既に認識が明らかとなっている通り、土日祝・夜間の制約があり、PSC等の指摘に対する説明が困難となるケースがしばしばある。                    | 外国人船員の自国免状と日本国の海技免状の有効期限が異なっている等の典型的なケースについて、英文でのガイダンスが公式かつ容易に入手できる環境が望ましい。           |



## 船員行政のDXに関する意見照会 - 回答取り纏め

### Q2. 船員行政のデジタル化に期待すること

(例：スマホなど各種端末から申請できる、基本情報の入力自動化、簡単な操作方法、ワンストップ申請など)

| No. | 詳細  |
|-----|---|
| 1   | 現在は一申請毎に指定金額の収入印紙を貼り付けて申請をおこなっているが、これこそがこれまでデジタル化を止めてきた要因と感じている。購入から貼付けという作業は申請数に比例して多大な時間を要しているのが現状。<br>収入印紙の電子化もしくは、申請事後、四半期ごとや半年ごとに申請数に応じて官庁より請求されるといったサービスを検討してほしい。 |
| 2   | 個人情報保護の観点から困難なものもあるが、所得税E-TAXなどは市販の会計ソフトから連動して、スマホやPCで税務申告を可能にしているので参考にしてもらいたい。   |
| 3   | 各種申請費用（印紙）電子化による支払い手順の簡素化   |
| 4   | 免状交付手数料精算を収入印紙以外でも対応してほしい。（電子マネーなど）   |
| 5   | 船員手帳交付申請の手数料の支払い方法（収入印紙貼付）を変更し、また写真のデータ提出を認めることで、オンライン申請を可能としてほしい。  |
| 6   | 官庁より交付されるモノは手書き作成のものが多く。（例：船員手帳、危険物資格、船舶料理士資格、衛生管理者適任証書など）官庁では申請書類を目検で確認し手書きで転記する方式を続けているが、交付時間に影響し、また書き間違いも少なくないため、官庁交付物の電子化を求めたい。                                     |
| 7   | 英文に限らず、主要各国籍に対応する複数の言語でのガイダンス   |
| 8   | 外国人スタッフでも各種手続きが対応可能にしてほしい。  |
| 9   | 船舶管理会社で担当している陸上スタッフは外国人がメインであり、何か指摘などがあった場合、運輸局からは日本語で返信があることが多く、日本人スタッフのサポートが欠かせない状況となっている。多言語による申請のオンライン化が望まれる。   |
| 10  | 「船舶職員実務能力確認書（COSOC）」等において、外国人でも誤記入等のエラーについて警告が出るようなシステム   |
| 11  | 電子申請による申請書類不備等時の早急な対応（船舶との連絡）   |
| 12  | 郵送作業の廃止 & PDF・クラウド共有等の活用（電子署名/電子印鑑と並行して）  |
| 13  | 24時間どこでも申請・更新・その他の手続、提出が行える。  |
| 14  | 24時間365日対応可能であること（Web申請、Web受領）  |
| 15  | 各所閉所時の申請手続き   |
| 16  | 申請者・更新者が官庁に出向く手間が省ける。   |
| 17  | 時間がかからずスムーズに行える。  |
| 18  | 手続きに要する時間の短縮化   |
| 19  | 押印/手書き署名作業の廃止 & 電子署名/電子印鑑の導入  |
| 20  | PC・スマホ等の各種端末から簡単に申請・承認が出来る。   |
| 21  | DXと併せて、不要な作業の廃止   |
| 22  | デジタル化により作業が軽減されること（申請が容易且つ分かり易い事）   |
| 23  | マイページ(個人情報登録、マイナンバー紐付け)による申請簡略化と申請状況の管理   |
| 24  | 申請方法等に関しチャット形式で随時案内がされる（AI）の活用  |
| 25  | 各種問い合わせに返答するAI機能を搭載したチャットの活用  |

## 船員行政のDXに関する意見照会 - 回答取り纏め

### Q3. その他、国土交通省のDX取り組みに関する意見

| No. | 詳細  |
|-----|---|
| 1   | 「申請」と「受理・交付」の2つのアクションがデジタル化されてはじめて効果があるため、エンドとなる交付「物」にのみデジタル化されるといったことにならず、手続きフローから見直す必要があると思います。   |
| 2   | 船の無線設備及び資格については総務省、その他は国交省である、国際的に見ても、検査を含む設備及び資格をより複雑化させている、もっとシンプルに、設備及び資格要件を2本化して、担当官庁及び負担を軽減する必要があると思います。   |
| 3   | (船上書類に関し)<br>日本籍船で使用する公用航海日誌等の指定フォームに関しても、電子化が望まれます。<br>また社定フォームで対応している書式(航海日誌、機関日誌、無線日誌等)についても、電子化の承認が諸外国から遅れており、日本籍船を多く所有する邦船社にとって電子化のハードルとなっています。<br>今回は行政書式に関する意見と理解していますが、本船の業務負荷軽減、ペーパーレス化のために、船上書式についても電子化も検討して頂きたいです。 |
| 4   | 多数隻を管理し数千人規模の船員を擁しており、各本船や複数国籍のマンニング会社への指示事項など、手順の改定やその周知作業に時間を要するため、新システムの導入などにあたっては十分に前持った通知及び経過措置を享受したい。民間へのヒアリングをして頂きたい。  |
| 5   | AI チャット（和英）で外国人クルーも船員法等を理解できる対応をして欲しい。  |
| 6   | 船員手帳、海技免状等の電子化を希望   |
| 7   | 現状、外航船員が洋上投票制度を活用することは極めて難しく（洋上投票送信用紙の交付のために船長又は代理人が指定市区町村の選挙管理委員会に出向くことは本船スケジュール上極めて困難）、選挙権が担保されていないのと同義だと考えます。本件は総務省の管轄で、国交省のDX計画の主旨と外れていることは重々承知しておりますが、行政のDX化の観点からご検討頂けますと幸いです。（Ex.電子投票・その他オンラインを活用した代替措置）                |
| 8   | DXに対応できない人やネット環境にない人の代替手続きを継続してほしい  |